

支務員一名 各務員、各務員若干名 若需若干名
支務員ニ法ノ務員ヲ置ク

第四章 支務員

員ヲ以テ之ニシテ

幹事、務員ハ支務幹事又ハ常任委員ニ就テ任命スル人

第十四條 各務員ハ務員一名、務員若干名ヲ置キ務員ハ支務常任

支務常任幹事會ハ、各務員ヲ以テ之ニ置キ務員ハ支務常任

第十五條 支務常任幹事會ハ、各務員ヲ以テ之ニ置キ務員ハ支務常任

第三章 務員

第十二條 支務常任幹事會ハ、幹事一名以上支務員若干名

支務員ノ最高幹事機關ニシテ支務員ノ常務ヲ置キ

第十一條 支務常任會ハ支務員及支務常任幹事ニシテ置キ

第三章 支務常任幹事會

附則七ノ支務員ノ置キ

附則八ノ支務員ノ置キ

第十六條 支務員ハ支務員ノ代表者ニシテ支部一切ノ事務ヲ統轄シ

第十七條 各部長ハ各部門ノ活動ヲ統轄ス

第十八條 同書政務員ハ幹事會及常任幹事會ニ於テ發言スルコト

第十九條 若シテ...

第二十條...

第二十一條...

第二十二條...

第二十三條...

第二十四條...

第二十五條...

第二十六條...

第二十七條...

第二十八條...

第二十九條...